

重要事項説明書

(看護小規模多機能型居宅介護)

平成27年8月1日執行

看護小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、平成18年3月14日厚生労働省令第34号第88条(準用)第9条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称	医療法人 あいち診療会
主たる事務所の所在地	名古屋市天白区福池2丁目330番地の2
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 畑 恒土
電話番号	TEL 052-895-6637 FAX 052-895-1200

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	医療法人 あいち診療会 看護小規模多機能型居宅介護事業所「憩いの庄」
指定事業者番号	2391400179
所在地	愛知県名古屋市緑区籠山1丁目120番地
電話番号	TEL 052-878-1751 FAX 052-877-8894

※当日のキャンセルは11時までにお知らせください。

11時以降のキャンセルは食事代を請求させていただきます。

営業日	365日
営業時間	訪問系サービス 24時間
	通いサービス 7時00分～19時00分
	宿泊サービス 19時00分～翌9時00分
通常の事業の実施地域	緑区・天白区・南区・瑞穂区
送迎車両運行時間	8:30～17:30
登録定員	29名
利用定員	通いサービス 15名
	宿泊サービス 6名

※営業時間について：通いサービスは営業時間を超えて提供できません。

※送迎について：極力ご希望の時間にうかがいますが時間指定はできません。

※宿泊について：前もって御予約されている予定以外で当日の急な宿泊希望につきましては14時までにご連絡ください。それ以降でご希望されましてもお受けできません。(※空室がない場合はお受けできません。)

※定員について：通い、宿泊共に定員を超える日については予め調整させて頂く事があります。

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者様が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持、ご家族の身体的精神的負担の軽減、さらに社会的孤立感の解消を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練、介護、その他必要な援助を行うことを目的とします。
運営の方針	「受け手になったときの安心できる医療システムの構築」という法人理念を遵守しつつ、利用者・地域住民の方々と質の高い生活支援空間を作り上げていきます。

4 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種	資格	員数	勤務の体制
管理者	介護福祉士・介護支援専門員	1人	常勤1名（兼務）
介護従業者	訪問介護員養成研修 2級課程を修了した者等	9人以上	常勤3名以上
看護従業者	看護師又は准看護師	5人	常勤1名（内兼務4名）
介護支援専門員	介護支援専門員	1人	常勤1名（兼務）

5 サービスの内容及び利用料その他の費用の額（単位数単価 10.83）

サービスの種類	内容・標準的な手順	保険適用	単位	利用料
看護小規模多機能型 居宅サービス	介護保健法の内容に 沿ったもの	適用有	ひと月	要介護1：12,341単位 要介護2：17,268単位 要介護3：24,274単位 要介護4：27,531単位 要介護5：31,141単位
看護小規模多機能型 居宅サービス（短期 利用居宅介護費）	同上	同上	短期利用 （一日）	要介護1：565単位 要介護2：632単位 要介護3：700単位 要介護4：767単位 要介護5：832単位
総合マネジメント 体制強化加算	同上	同上	ひと月	1,000単位
サービス提供体制 加算（I）イ	同上	同上	ひと月	640単位
サービス提供体制 加算（I）イ	同上	同上	短期利用 （一日）	21単位
食事の提供に関する 費用	朝食 昼食 夕食	給付外	一食	400円 450円 500円

宿泊に要する費用	6部屋（個室） 定員数 6人	給付外	一泊	3500円
				盆・正月料金 8/13 - 8/16・ 12/29 - 1/3は 5000円

※熱発している場合はご利用いただけません。風邪やインフルエンザなど他の利用者様への感染を予防するためご了承ください。

介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の1割又は、2割が利用者負担金となります。介護保険の適用がない場合や介護保険での給付範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

6 交通費実費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、距離に応じて実費を請求致します。

7 台風接近時の営業について

台風が接近日のご利用者様には、朝8時30分ごろまでに職員から電話連絡をさせていただきます送迎、又は営業についての判断をお伝えさせていただきます。

お迎えの判断

通い (デイサービス)	暴風及び暴風雨警報が9時までに解除されなかったら中止
泊り (ショートステイ)	暴風及び暴風雨警報が9時までに解除されない場合 時間を遅らせてお迎えにうかがう。
	15時までに解除されない場合 (2泊以上の場合は翌日におこなう)

送りの判断

通い (デイサービス)	午後から暴風及び暴風雨警報が発令した場合、気象予報や天候をみて送りの時間を判断
泊り (ショートステイ)	午後から暴風及び暴風雨警報が発令した場合、気象予報を確認して送りの時間を判断する。 17時までに解除されなければ送らずに泊まって頂く
ご家族様による送りの場合	職員が事業所に通勤しており停電等なく現場に被害がなければお受けいたします

8 非常災害対策

関係機関への通報・連絡体制の整備について	法人の設置する災害対策委員会に参画すると共に、速やかに関係機関への通報、連絡ができるよう災害時マニュアルを作成しています。
避難・救出等必要な訓練の実施について	避難訓練は年2回計画いたします

9 苦情申立窓口

看護小規模多機能型居宅 介護事業所 「憩いの庄」 苦情対応窓口	平日 午前9時～午後5時 土日 午前9時～午後5時 TEL 052-878-1751 「憩いの庄」面接室 担当者 前川 信之
名古屋市介護保険 苦情対応・相談窓口	平日 午前9時～午後5時 TEL 052-972-3087
愛知県国民健康保険 団体連合会 苦情対応窓口	平日 午前9時～午後5時 TEL 052-971-4165

10 緊急時の対応方法

利用者の主治の医師又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従うとともに 緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治の医師	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	あいち診療所 滝ノ水
	院長名	岡崎嘉樹
	所在地	愛知県名古屋市緑区籠山1丁目120番地
	電話番号	052-878-1212
	診療科	内科
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	

平成 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲に対する看護小規模多機能型居宅介護の

甲 に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

甲'

看護小規模多機能型居宅介護事業者

事務所所在地

愛知県名古屋市緑区籠山1丁目120番地

名称

医療法人 あいち診療会

看護小規模多機能型居宅介護事業所

憩いの庄 印

説明者名

憩いの庄

(甲) 私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けた事を証します。

(甲) 利用者 住所

氏名 印

(甲') 署名代行者 住所

氏名 印